一　給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税（特別徴収の方法により納入するものに限る。）	第五号の十五の二様式
二　法人の道府県民税若しくは法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税又は法人の事業税及び特別法人事業税	第十二号の二の二様式
三　利子等に係る道府県民税	第十二号の六の二様式
四　特定配当等に係る道府県民税（第六号に掲げるものを除く。）	第十二号の九の二様式
五　特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税	第十二号の十二の二様式
六　特定配当等に係る道府県民税（法附則第三十三条の二の二第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合に限る。）	第十二号の十五の二様式
七　道府県たばこ税（申告納付の方法により納付するものに限る。）	第十六号の四の二様式
八　法人の市町村民税	第二十二号の四の二様式
九　市町村たばこ税（申告納付の方法により納付するものに限る。）	第三十四号の二の五の二様式

附則第二条の七の次に次の一条を加える。

（政令附則第六条の二第二項の配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額）

第二条の七の二　政令附則第六条の二第二項第二号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額及び政令附則第六条の二第二項第三号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）別表第一に規定する配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額として支払うべき金額とする。

附則第二条の八中「（昭和四十年通商産業省令第五十七号）」を削る。

附則第三条の二の二十二の見出し中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に改め、同条中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に、「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同条を附則第三条の二の二十四とする。

附則第三条の二の二十一（見出しを含む。）中「附則第七条第二十四項第二号」を「附則第七条第二十五項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の二十三とし、附則第三条の二の二十を附則第三条の二の二十二とする。

附則第三条の二の十九の見出し及び同条第一項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十二項第一号」を「附則第七条第二十三項第一号」に改め、同条を附則第三条の二の二十一とする。

附則第三条の二の十八（見出しを含む。）中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条を附則第三条の二の二十とする。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第二十項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の十六の見出し中「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十九項」に改め、同条中「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十九項」に、「附則第三条の二の十八」を「附則第三条の二の十七」に改め、同条を附則第三条の二の十五を附則第三条の二の十四（見出しを含む。）中「附則第七条第十四項第三号」を「附則第七条第十五項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の十三（見出しを含む。）中「附則第七条第十四項第二号」を「附則第七条第十五項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十二（見出しを含む。）中「附則第七条第十一項」を「附則第七条第十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十四とし、附則第三条の二の十一を附則第三条の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第十一項第一号の総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業）

第三条の二の十一　政令附則第七条第十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この条において同じ。）が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この条において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされた認定事業とする。

附則第三条の二の十を附則第三条の二の十一とし、附則第三条の二の六から附則第三条の二の九までを一条ずつ繰り下げ、附則第三条の二の五の次に次の一条を加える。

（法附則第十条の二第三項の証明がされた家屋）

第三条の二の六　法附則第十条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、同項に規定する契約の契約書の写しを道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。

附則第四条の七第十二項中「又は第六項の規定」を「から第七項までの規定」に改め、同項の表第一項の項中「又は第六項」を「から第七項まで」に改め、同表第二項の項中「附則第十二条の二の七第六項」の下に「又は第七項」を加える。

附則第四条の九の二の表第一項の項中「得た率」の下に「（次項において「特例率」という。）」を加え、同表第二項の項中「、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）」を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において「特定特例人口」という。）」を「特定特例人口」に、「から特定特例人口」を「から特例人口」に改める。

附則第四条の十一第八項中「車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。第十一項及び第十四項において同じ。）、衝突被害軽減制動制御装置（同条第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第九項及び第十四項において同じ。）、車線逸脱警報装置（同条第四項に規定する車線逸脱警報装置をいう。第十項及び第十四項において同じ。）及び側方衝突警報装置（同条第四項」を「側方衝突警報装置（同項」に、「第十二項及び第十七項」を「次項及び第十二項」に、「同じ。）を」を「同じ。）及び衝突被害軽減制動制御装置（同条第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第十項及び第十三項において同じ。）を」に改め、同条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「細目告示第六十七条の五」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（次項及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第六十七条の五」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法附則第十二条の二の十三第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。